













































































































































































































































































































































































































































































十一 ほう素質肥料 (1) 登録の有効期間が六年であるもの	肥料の種類 (略)	加工ほう素質肥料 (ほう素質含有物 に蛇紋岩その他の 塩基性マグネ シウム含有物を 混合し、硫酸を 加えたものをい う。)	含有すべき主成分の最小量 (%)	(略)	有害成分 別表第一 のとおり
	(略)	一 水溶性ほう素質 一・〇 水溶性苦土 一・〇 二 水溶性ほう素質及び水溶性苦土のほかに可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰又は	含有を許される有害成分の最大量 (%)	(略)	
	(略)	(略)	その他の制限事項	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	

十 ほう素質肥料 (1) 登録の有効期間が六年であるもの	肥料の種類 (略)	加工ほう素質肥料 (ほう素質含有物 に蛇紋岩その他の 塩基性マグネ シウム含有物を 混合し、硫酸を 加えたものをい う。)	含有すべき主成分の最小量 (%)	(略)	有害成分 別表第一 のとおり
	(略)	水溶性ほう素質 一・〇 水溶性苦土 一・〇 (新設)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	(略)	
	(略)	(略)	その他の制限事項	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	

肥料の種類	(1) 十二 微量元素複合肥料 登録の有効期間が六年であるもの	
		可溶性硫黄を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか可溶性石灰については一・〇
		可溶性硫黄については一・〇
含有すべき成分の最小量	含有を許される有害成分の	
その他の制限事項		

肥料の種類	(1) 十一 微量元素複合肥料 登録の有効期間が六年であるもの	
含有すべき成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量	
その他の制限事項		

(削る)	(削る)	(略)	
(削る)	(削る)	(略)	(%)
(削る)	(削る)		% 最大量 (
(削る)		(略)	

液体微量要素複 合肥料	(略)		
混合微量要素肥 料(マンガン質 肥料、ほう素質 肥料、微量要素 複合肥料又は苦 土肥料を混合し	一  水溶性マン ガン及び水溶 性ほう素の合 計量 ○・三〇 水溶性マンガ ン ○・一〇 水溶性ほう素 ○・〇三 二  水溶性マン ガン及び水溶 性ほう素のほ か水溶性苦土 を保證するも のにあつては 、一に掲げる もののほか 水溶性苦土 一・〇	(略)	
の合計量	マンガン及 びほう素につ いてそれぞれの 最も大きい 主成分の量の の合計量の	(%)	
料を保證する肥 料は、原料とし て可溶性マンガ ンを保證する肥 料を使用したも	一  可溶性マンガ ンを保證する肥 料は、原料とし て可溶性マンガ ンを保證する肥 料を使用したも	(略)	





混合微量要素肥料（副産肥料）（専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、マンガ及びほう	(2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの	肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	一 窒素を					
	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有					
	一 窒素を許される有害成分の最大量 (%)					

混合微量要素肥料	一 マンガン及びほう素についてそれぞれ最も大きい主成分の量の合計量	(2) 登録の有効期間が三年であるもの	肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項 (新設)
	一 マンガン及びほう素の					
	一 水溶性苦土					
	四 一 水溶性苦土を保証するものにあつては、水溶性ほう素					

した肥料であつて、苦土を保証したもの又は専ら原料規格第二中十二の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、マンガンを保証したものに限る。)、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料を混合したものをいう。)

素については、それぞれの最も大きい主成分の量の合計量  
○・一五

あつては、窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のうち最も大きいものを含む率一・〇%につき、有害成分別表第一のとおり

二) リン酸又は加里のいずれか一を保証し、窒素を保証しないものにあつては、保証する主成分のうち、窒素全量、アンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。  
三) く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証すること。  
四) アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は

八・〇 含有率一・〇%につき  
二) 1) 可溶性マンガンを保証するものにあつては、可溶性マンガンを保証するものにあつては、  
2) 1) く溶性マンガンを保証するものにあつては、  
2) 1) 可溶性マンガンを保証するものにあつては、  
3) 1) 水溶性マンガンを保証するものにあつては、  
3) 1) 水溶性マンガンを保証するものにあつては、  
2) 1) 水溶性ほう素を保証するものにあつては、  
2) 1) 水溶性ほう素を保証するものにあつては、  
2) 1) 水溶性ほう素を保証するものにあつては、

(新設)

(新設)

(新設)

別表第二	有害成分	につき	一・〇%	の含有率	の合計量	成分の量	大きい主	れの最も	のそれぞれ	又は加里	素りん酸	ては、窒	のにあつ	証するも	以上を保	ずれか二	うち、い	は加里の	りん酸又	三	窒素、	のとおり	別表第二	有害成分	つき	・〇%	含有率一	合計量の	分の量の	きい主成	ち最も大																									
八	登録の有効期	間は、三年肥料	等を原料として	あること。	られないもので	を受け害が認め	植害試験の調査	の規定に基づき	第七条ただし書	害確認原料が法	あつては、要植	使用する肥料に	料を原料として	料を使用する肥	七	要植害確認原	料を使用する場	合にあつては、	管理措置が行わ	れたものである	こと。	六	牛等由来の原	料を使用する場	合にあつては、	管理措置が行わ	れたものである	こと。	五	可溶性マンガ	ンを保証する肥	料は、可溶性マ	ンガンを保証す	る肥料を原料と	して使用したも	のであること。	四	一	〇	く溶性苦	土を保証す	るものにあ	つては、	く溶性苦土	一	〇	水溶性苦	土を保証す	るものにあ	つては、	水溶性苦土	一	〇	あつては	水溶性ほう	素

一	〇	可溶性マンガ	ンを保証する肥	料は、原料とし	て可溶性マンガ	ンを保証する肥	料を使用したも	のであること。	(新設)
二	〇	規則第七条の	六第十一号の農	林水産大臣が指	定する混合微量	要素肥料以外の	ものであること	(新設)	

肥料の種類	十三 汚泥肥料等 登録の有効期間が三年であるもの	
含有を許される有害成分の最大量 (%)		四 窒素、リン酸及び加里を保証しないものにあつては、マンガン及びほう素のそれぞれのも最も大きい主成分の量の合計量の含有率一・〇%につき有害成分別表第二のとおり
その他の制限事項		使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

肥料の種類	十二 汚泥肥料等 登録の有効期間が三年であるもの	
含有を許される有害成分の最大量 (%)		
その他の制限事項		

<p>汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。）</p> <p>一 専ら原料規格第三中一の項から三の項までに掲げる原料を使用したもの</p> <p>二 原料規格第三中一の項から三の項までに掲げる原料に動植物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p> <p>三 原料規格第三中一の項から三の項までに掲げる原料又は当該原料に動植物質の原料若しくは原料規格第三中四の項に掲げる原料を混合したものを堆積又は攪拌し、腐熟させたもの</p> <p>四 専ら原料規格第三中四の項に掲げる原料を使用したもの</p>	<p>ひ素 〇・〇〇五</p> <p>カドミウム 〇・〇〇〇〇</p> <p>水銀 〇・〇〇〇〇</p> <p>ニッケル 二</p> <p>クロム 〇・〇〇三</p> <p>鉛 〇・〇〇一</p>	<p>一 植害試験の調査を受けていない汚泥を原料とする肥料にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること</p> <p>二 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること</p> <p>三 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること</p>
<p>（削る）</p>	<p>（削る）</p>	<p>（削る）</p>
<p>（新設）</p> <p>下水汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。）</p> <p>一 下水道の終末処理場から生じる汚泥を濃縮、消化、脱水</p>	<p>（新設）</p> <p>ひ素 〇・〇〇五</p> <p>カドミウム 〇・〇〇〇〇</p>	<p>（新設）</p> <p>一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和</p>

	(削る)
	(削る)
	(削る)
<p>又は乾燥したもの</p> <p>二 一に掲げる下水汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p> <p>三 一若しくは二に掲げる下水汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p>	<p>一 尿汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう）</p> <p>一 尿処理施設、集落排水処</p>
<p>水銀 五</p> <p>ニッケル 二</p> <p>クロム 〇・〇〇三</p> <p>鉛 〇・〇〇五</p> <p>〇・〇〇一</p>	<p>ひ素 〇・〇〇五</p> <p>カドミウム</p>
<p>四十八年総理府令第五号）別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。</p> <p>二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <p>三 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</p> <p>四 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</p>	<p>一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定</p>

	(削る)
	(削る)
	(削る)
<p>理施設若しくは浄化槽から生じた汚泥又はこれらを混合したものを濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの</p> <p>二 尿に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの</p> <p>三 動物の排せつ物に凝集を促進する材料（昭和二十五年六月二十日農林省告示百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の別表に掲げる凝集促進材を除く。）又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの</p> <p>四 一、二若しくは三に掲げる尿汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したものの又はこれを乾燥したもの</p> <p>五 一、二、三若しくは四に掲げる尿汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p>	<p>工業汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。）</p> <p>一 工場若しくは事業場の排水処理施設から生じた汚泥を濃</p>
<p>〇・〇〇〇</p> <p>五</p> <p>水銀</p> <p>〇・〇〇〇</p> <p>二</p> <p>ニッケル</p> <p>〇・〇〇三</p> <p>クロム</p> <p>〇・〇〇五</p> <p>鉛</p> <p>〇・〇〇一</p>	<p>ひ素</p> <p>〇・〇〇五</p> <p>カドミウム</p> <p>〇・〇〇〇</p>
<p>める省令別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。</p> <p>二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <p>三 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</p> <p>四 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</p>	<p>一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一</p>



	(削る)
	(削る)
	(削る)
<p>縮、消化、脱水又は乾燥した もの</p> <p>二 一に掲げる工業汚泥肥料に 植物質若しくは動物質の原料 を混合したもの又はこれを乾 燥したもの</p> <p>三 一若しくは二に掲げる工業 汚泥肥料を混合したもの又は これを乾燥したもの</p>	<p>混合汚泥肥料（次に掲げる肥料 をいう。</p> <p>一 下水汚泥肥料、し尿汚泥肥 料若しくは工業汚泥肥料のい ずれか二以上を混合したもの</p>
<p>水銀 五</p> <p>ニッケル 二</p> <p>クロム 三</p> <p>鉛 一</p>	<p>ひ素 五</p> <p>カドミウム 五</p>
<p>一の基準に適合 する原料を使用 したものである こと。</p> <p>二 植害試験の調 査を受け害が認 められないもの であること。</p> <p>三 牛等由来の原 料を使用する場 合にあつては、 管理措置が行わ れたものである こと。</p> <p>四 牛等の部位を 原料とする場合 にあつては、脊 柱等が混合しな いものとして農 林水産大臣の確 認を受けた工程 において製造さ れたものである こと。</p>	<p>一 金属等を含む 産業廃棄物に係 る判定基準を定 める省令別表第 一の基準に適合</p>

(削る)	
(削る)	
(削る)	

焼成汚泥肥料（下水汚泥肥料、 し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料又 は混合汚泥肥料を焼成したもの をいう。）	又はこれを乾燥したもの 二 一に掲げる混合汚泥肥料に 植物質若しくは動物質の原料 を混合したもの又はこれを乾 燥したもの 三 一若しくは二に掲げる混合 汚泥肥料を混合したもの又は これを乾燥したもの（	水銀 ○・○○○ ニッケル ○・○三 クロム ○・○五 鉛 ○・○一	一 金属等を含む 産業廃棄物に係 る判定基準を定 める省令別表第 一の基準に適合 する原料を使用 する原料を使用 したものである こと。 二 植害試験の調 査を受け害が認 められないもの であること。 三 牛等由来の原 料を使用する場 合にあつては、 管理措置が行わ れたものである こと。 四 牛等の部位を 原料とする場合 にあつては、脊 柱等が混合しな いものとして農 林水産大臣の確 認を受けた工程 において製造さ れたものである こと。
-------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	(削る)
	(削る)
	(削る)
<p>汚泥発酵肥料（次に掲げる肥料をいう。）</p> <p>一 下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料又は混合汚泥肥料を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの</p> <p>二 一に掲げる汚泥発酵肥料に植物質若しくは動物質の原料又は焼成汚泥肥料を混合したものを堆積又は攪拌し、腐熟させたもの</p>	
<p>○・〇〇〇</p> <p>ニツケル</p> <p>〇・〇〇三</p> <p>クロム</p> <p>〇・〇〇五</p> <p>鉛</p> <p>〇・〇〇一</p>	<p>ひ素</p> <p>〇・〇〇〇五</p> <p>カドミウム</p> <p>〇・〇〇〇〇</p> <p>五</p> <p>水銀</p> <p>〇・〇〇〇〇</p> <p>ニツケル</p> <p>〇・〇〇三</p> <p>クロム</p> <p>〇・〇〇五</p> <p>鉛</p> <p>〇・〇〇一</p>
<p>したものであること。</p> <p>二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <p>三 牛等由来の原料を使用する場 合にあつては、 管理措置が行われたものである</p>	<p>一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。</p> <p>二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <p>三 牛等由来の原料を使用する場 合にあつては、 管理措置が行われたものである</p>

	<p>水産副産物発酵肥料（原料規格第三中五の項に掲げる原料に植物質又は動物質の原料を混合したものを堆積又は攪拌し、腐熟させたものをいう。）</p>
	<p>（略）</p>
	<p>（削る）</p> <p>一 植害試験の調査を受けていない水産副産物を原料とする肥料にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 （略）</p>
	<p>水産副産物発酵肥料（魚介類の臓器に植物質又は動物質の原料を混合したものを堆積又は攪拌し、腐熟させたものをいう。）</p>
	<p>（略）</p>
<p>四 牛等の部位を原料とするものにあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</p>	<p>一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。</p> <p>二 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <p>三 （略）</p> <p>四 （略）</p>

硫黄及びその化合物（専ら原料規格第三中六の項に掲げる原料を使用したものをいう。）	(略)	植害試験の調査を受けていない硫黄含有物を原料とする肥料にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。
------------------------------------------	-----	-------------------------------------------------------------

十四 農薬その他の物が混入される肥料

肥料の種類	混入が許される農薬その他の物の種類	混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量（％）	含有すべき主成分の最小量（％）の特例	混入上の制限事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附一 この告示に掲げる肥料には、規則第四条第四号に掲げる材料を使用したものを含む。

二 この告示に掲げる主成分、有害成分その他の成分及び物理的・化学的性質等の分析に当たっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする。ただし、次の

硫黄及びその化合物	(略)	植害試験の調査を受け害が認められないものであること。
-----------	-----	----------------------------

十三 農薬その他の物が混入される肥料

肥料の種類	混入が許される農薬その他の物の種類	混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量（％）	含有すべき主成分の最小量（％）の特例	混入上の制限事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附一 この告示に掲げる肥料には、規則第四条第三号に掲げる材料を使用したものを含む。

二 この告示に掲げる主成分、有害成分その他の成分及び物理的・化学的性質等の分析に当たっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする。ただし、次の表の第

表の第一欄に掲げる主成分の量の算出は、同表の第二欄に掲げるものによることとし、五の表菌体肥料の欄及び十三の表に掲げる有害成分の量は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法により分析した乾物の重量に対する百分率とする。

第一欄	第二欄
(略)	(略)
アルカリ分	酸化カルシウム (CaO) 及び酸化マグネシウム (MgO)
可溶性石灰 可溶性石灰 水溶性石灰	酸化カルシウム (CaO)
可溶性けい酸 水溶性けい酸	二酸化ケイ素 (SiO <sub>2</sub> )
(略)	(略)
可溶性ほう素 水溶性ほう素	(略)
可溶性硫黄	硫黄 (S)

三 (監)

主成分別表第一

一 窒素全量を保証するものにあつては

一欄に掲げる主成分の量の算出は、同表の第二欄に掲げるものによることとし、十二の表に掲げる有害成分の量は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法により分析した乾物の重量に対する百分率とする。

第一欄	第二欄
(略)	(略)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
可溶性けい酸	二酸化ケイ素 (SiO <sub>2</sub> )
(略)	(略)
可溶性ほう素 水溶性ほう素	(略)
(新設)	(新設)

三 (監)

(新設)

窒素全量	一	〇
二 アンモニニア性窒素を保証するものにあつては	一	〇
三 硝酸性窒素を保証するものにあつては	一	〇
硝酸性窒素	一	〇
四 りん酸全量を保証するものにあつては	一	〇
りん酸全量	一	〇
五 可溶性りん酸を保証するものにあつては	一	〇
可溶性りん酸	一	〇
六 く溶性りん酸を保証するものにあつては	一	〇
く溶性りん酸	一	〇
七 水溶性りん酸を保証するものにあつては	一	〇
水溶性りん酸	一	〇
八 加里全量を保証するものにあつては	一	〇
加里全量	一	〇
九 く溶性加里を保証するものにあつては	一	〇
く溶性加里	一	〇
十 水溶性加里を保証するものにあつては	一	〇
水溶性加里	一	〇
十一 アルカリ分を保証するものにあつては	五	〇
アルカリ分	五	〇
十二 可溶性石灰を保証するものにあつては	一	〇
可溶性石灰	一	〇
十三 く溶性石灰を保証するものにあつては	一	〇
く溶性石灰	一	〇
十四 水溶性石灰を保証するものにあつては	一	〇
水溶性石灰	一	〇
十五 可溶性けい酸を保証するものにあつては	五	〇
可溶性けい酸	五	〇
十六 水溶性けい酸を保証するものにあつては	五	〇
水溶性けい酸	五	〇

十七	可溶性苦土を保證するものにあつては 可溶性苦土	一	〇
十八	く溶性苦土を保證するものにあつては く溶性苦土	一	〇
十九	水溶性苦土を保證するものにあつては 水溶性苦土	一	〇
二十	可溶性マンガンを保證するものにあつては 可溶性マンガ	一	〇
二十一	く溶性マンガンを保證するものにあつては く溶性マンガ	一	〇
二十二	水溶性マンガンを保證するものにあつては 水溶性マンガ	一	〇
二十三	く溶性ほう素を保證するものにあつては く溶性ほう素	一	〇
二十四	水溶性ほう素を保證するものにあつては 水溶性ほう素	一	〇
二十五	一から二十四までに掲げるものほか可溶性硫黄を保證 するものにあつては、一から二十四までに掲げるものほか 可溶性硫黄	一	〇

主成分別表第二

一	可溶性けい酸については	五	〇
二	水溶性けい酸については	五	〇
三	可溶性苦土については	一	〇
四	く溶性苦土については	一	〇
五	水溶性苦土については	一	〇
六	可溶性マンガンについては	一	〇
七	く溶性マンガンについては	一	〇
八	水溶性マンガンについては	一	〇
九	く溶性ほう素については	一	〇

(新設)



十 水溶性ほう素については

○・○五

有害成分別表第一

硫酸酸化物	○・○一
ひ素	○・○四
亜硝酸	○・○二
ピウレット性窒素	○・○一
スルファミン酸	○・○一
カドミウム	○・○一五
ニッケル	○・○一
クロム	○・○一
チタン	○・○四
水銀	○・○一
鉛	○・○六

(新設)

有害成分別表第二

硫酸酸化物	○・○五
ひ素	○・○二
亜硝酸	○・○一
ピウレット性窒素	○・○五
スルファミン酸	○・○五
カドミウム	○・○七五
ニッケル	○・○五
クロム	○・○五
チタン	○・○二
水銀	○・○五
鉛	○・○三

(新設)

有害成分別表第三

一	六に該当するもの以外のものであつて、窒素、りん酸又は加里のいずれか一を保証するもの（窒素、りん酸又は加里のいずれかのほかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガンはほう素を保証するものを含む。）について	
1	窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないもの（けい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガンはほう素を保証するものを含む。）にあつては、窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のうち最も大きいものの含有率一・〇%につき	〇・〇〇一
	硫酸化物	〇・〇〇一
	ひ素	〇・〇〇四
	亜硝酸	〇・〇〇四
	ピウレット性窒素	〇・〇〇二
	スルファミン酸	〇・〇〇一
2	りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないもの（りん酸のほかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガンはほう素を保証するものを含む。）について	
イ	ロ及びハに掲げるもの以外のものであつては、りん酸の最も大きい主成分の量の含有率一・〇%につき	〇・〇〇四
	ひ素	〇・〇〇四
	カドミウム	〇・〇〇〇一五
ロ	鋳さいを原料とするものにあつては、く溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸のうち最も大きい主成分の量の含有率一・〇%につき	〇・〇〇〇一五
	ひ素	〇・〇〇四
	カドミウム	〇・〇〇〇一五
	ニッケル	〇・〇〇一
	クロム	〇・〇〇一

(新設)

ハ 原料規格第二中六の項リ又は又に掲げる原料を使用したものにあつては、く溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸のうち最も大きい主成分の量の含有率一・〇%につき	ひ素 〇・〇〇四
カドミウム 〇・〇〇〇一五	ニッケル 〇・〇〇一
クロム 〇・一	水銀 〇・〇〇〇〇一
鉛 〇・〇〇〇六	3 加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないもの（加里のほ
かけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）にあつては、加里の最も大きい主成分の量の含有率一・〇%につき	ひ素 〇・〇〇四
ニ 六に該当するもの以外のものであつて、窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上を保証するもの（窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上のほかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）について	1 2に掲げるもの以外のものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率一・〇%につき
硫酸化物 〇・〇〇五	ひ素 〇・〇〇二
亜硝酸 〇・〇〇二	ビウレット性窒素 〇・〇〇一
スルファミン酸 〇・〇〇〇五	カドミウム 〇・〇〇〇〇七五
2 原料規格第二中六の項リ又は又に掲げる原料を使用したものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率一・〇%につき	

ひ素	〇・〇〇二
カドミウム	〇・〇〇〇〇七五
ニッケル	〇・〇〇〇五
クロム	〇・〇〇五
水銀	〇・〇〇〇〇五
鉛	〇・〇〇〇三
三	
六に該当するもの以外のものであつて、けい酸を保証し、窒素、りん酸及び加里のいずれも保証しないもの（けい酸のほかアルカリ分、石灰、苦土、マンガンはほう素を保証するものを含む。）にあつては、可溶性けい酸又は水溶性けい酸のうち最も大きい主成分の量の含有率一・〇％につき	
ニッケル	〇・〇一
クロム	〇・〇一
チタン	〇・〇四
最大限量として	
ニッケル	〇・四
クロム	四・〇
チタン	一・五
四	
六に該当するもの以外のものであつて、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証し、窒素、りん酸、加里及びけい酸のいずれも保証しないもの（アルカリ分又は石灰のいずれか一のほか苦土、マンガンはほう素を保証するものを含む。）について	
1 アルカリ分を保証し、石灰を保証しないもの（アルカリ分のほか苦土、マンガンはほう素を保証するものを含む。）にあつては、アルカリ分の含有率一・〇％につき	
ニッケル	〇・〇一
クロム	〇・一
チタン	〇・〇四
最大限量として	
ニッケル	〇・四

クロム	四・〇
チタン	一・五
2  石灰を保証し、アルカリ分を保証しないもの（石灰のほか苦土、マンガンを又はほう素を保証するものを含む。）にあつては、可溶性石灰、く溶性石灰又は水溶性石灰のうち最も大きい主成分の量の含有率一・〇%につき	
ニッケル	〇・〇一
クロム	〇・〇一
チタン	〇・〇四
最大限量として	
ニッケル	〇・四
クロム	四・〇
チタン	一・五
五  六に該当するもの以外のものであつて、苦土、マンガンを又はほう素を保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分及び石灰のいずれも保証しないものについて	
1  苦土を保証し、マンガンを保証しないもの（苦土のほかほう素を保証するものを含む。）にあつては、可溶性苦土、く溶性苦土又は水溶性苦土のうち最も大きい主成分の量の含有率一・〇%につき	
ニッケル	〇・〇一
クロム	〇・一
チタン	〇・〇四
2  マンガンを保証し、ほう素を保証しないもの（マンガンのほか苦土を保証するものを含む。）にあつては、可溶性マンガなく溶性マンガンを又は水溶性マンガンのうち最も大きい主成分の量の含有率一・〇%につき	
ひ素	〇・〇〇四
ニッケル	〇・〇一
クロム	〇・一

チタン 〇・〇四

3 ほう素を保証し、苦土及びマンガンを保証しないものにあつてはなし

4 マンガン及びほう素を保証するもの（マンガン及びほう素のほか苦土を保証するものを含む。）にあつては、マンガン及びほう素のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率一・〇%につき

ひ素 〇・〇〇二

亜硝酸 〇・〇〇二

ニッケル 〇・〇〇五

クロム 〇・〇五

チタン 〇・〇二

六

肥料を原料として使用するもの、原料規格における複数の項の原料を使用するもの及び植害試験の調査を要する原料を使用するものについて

1 窒素、りん酸又は加里のいずれか一を保証するもの（窒素、りん酸又は加里のいずれか一のほかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）、けい酸を保証し、窒素、りん酸及び加里のいずれも保証しないもの（けい酸のほかアルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証し、窒素、りん酸、加里及びけい酸のいずれも保証しないもの（アルカリ分又は石灰のいずれか一のほか苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）並びに苦土、マンガン又はほう素を保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分及び石灰のいずれも保証しないもの（苦土、マンガン及びほう素を保証するもの並びにマンガン及びほう素を保証するものを除く。）について

イ ロに掲げるもの以外のものにあつては、保証する窒素、りん酸又は加里（けい酸を保証し、窒素、りん酸、加里を保証しないもの）（けい酸のほかアルカリ分、石灰、苦土、マンガン又は

ほう素を保証するものを含む。)	にあつては保証するけい酸、	
アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証し、窒素、りん酸、加里及びけい酸のいずれも保証しないもの(アルカリ分又は石灰のいずれか一のほか苦土、マンガンを保証するもの	を含む。)	
にあつては保証するアルカリ分又は石灰、苦土を保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分、石灰及びマンガンのいずれも保証しないもの(苦土のほかほう素を保証するものを含む。)	にあつては保証する苦土、マンガンを保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分、石灰及びほう素のいずれも保証しないもの(マンガンのほか苦土を保証するものを含む。)	
にあつては保証するマンガンを保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分、石灰、苦土及びマンガンのいずれも保証しないものにあつては保証するほう素)のうち最も大きい主成分の量の含有率一・〇%につき		
硫酸化物	〇・〇一	
ひ素	〇・〇四	
亜硝酸	〇・〇四	
ピウレット性窒素	〇・〇二	
スルフアミン酸	〇・〇一	
カドミウム	〇・〇〇一五	
ニッケル	〇・〇一	
クロム	〇・〇一	
チタン	〇・〇四	
水銀	〇・〇〇〇一	
鉛	〇・〇〇〇六	
ロ		
鉍さいを原料とするものにあつては、保証する窒素、りん酸又は加里(けい酸を保証し、窒素、りん酸、加里のいずれも保証しないもの(けい酸のほかアルカリ分、石灰、苦土、マンガンを保証するものを含む。)	にあつては保証するけい酸、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証し、窒素、り	

2   窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上を保証するもの(窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上のほかけい酸、アルカリ分	一・五
チタン	四・〇
クロム	〇・四
ニッケル	〇・四
最大限量として	〇・四
鉛	〇・〇〇〇六
水銀	〇・〇〇〇一
チタン	〇・〇〇四
クロム	〇・〇一
ニッケル	〇・〇一
カドミウム	〇・〇〇〇一五
スルフアミン酸	〇・〇一
ビウレット性窒素	〇・〇二
亜硝酸 ひ素	〇・〇〇四
硫酸化物	〇・〇一
%につき	〇・〇

ん酸、加里及びけい酸のいずれも保証しないもの(アルカリ分又は石灰のいずれか一のほか苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。)にあつては保証するアルカリ分又は石灰、苦土を保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分、石灰及びマンガンのいずれも保証しないもの(苦土のほかほう素を保証するものを含む。)にあつては保証する苦土、マンガンを保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分、石灰及びほう素のいずれも保証しないもの(マンガンのほか苦土を保証するものを含む。)にあつては保証するマンガン、ほう素を保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分、石灰、苦土及びマンガンのいずれも保証しないものにあつては保証するほう素のうち最も大きい主成分の量の含有率一・〇



、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保證するものを含む。）に	
ついて	
イ、ロに掲げるもの以外のものにあつては、窒素、りん酸又は	
加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率一	
・〇%につき	
硫酸化物	〇・〇〇五
ひ素	〇・〇〇二
亜硝酸	〇・〇〇二
ビウレット性窒素	〇・〇〇一
スルフアミン酸	〇・〇〇二
カドミウム	〇・〇〇五
ニッケル	〇・〇〇五
クロム	〇・〇〇五
チタン	〇・〇〇二
水銀	〇・〇〇五
鉛	〇・〇〇三
ロ、	
鋳さいを原料とするものにあつては、窒素、りん酸又は加	
里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率一・	
〇%につき	
硫酸化物	〇・〇〇五
ひ素	〇・〇〇二
亜硝酸	〇・〇〇二
ビウレット性窒素	〇・〇〇一
スルフアミン酸	〇・〇〇二
カドミウム	〇・〇〇五
ニッケル	〇・〇〇五
クロム	〇・〇〇五
チタン	〇・〇〇二
水銀	〇・〇〇五
鉛	〇・〇〇三



分類 番号	原料の種類	原料の条件
一	動物由来物質	
ロ	魚介類の臓器を収集したもの（発酵させたものを含む。）	
ハ	繊維工業において副産された動物性繊維	
ニ	食料品、飲料又は飼料の製造副産物（魚介類を除く。）	
ホ	にかわ製造業、ゼラチン製造業又はなめし革製造業（クロムなめし革製造業を除く。）において副産されたゼラチン又はコラーゲン含有物	

原料規格第一

原料規格第一

ニッケル	〇・〇〇五
クロム	〇・〇〇五
チタン	〇・〇〇二
水銀	〇・〇〇〇五
鉛	〇・〇〇〇三
最大限量として	〇・四
	四・〇
ニッケル	一・五
クロム	一・五
チタン	一・五

（新設）

		二	三
		植物由来物質	菌体由来物質
ヘ	イ、ハ、ニ又はホを発酵させたもの	イ 農産物の生産の過程で発生した残さ（植物質のものに限る。）若しくは海藻又はこれらに酵素を加えたもの	イ 食料品、飲料又は飼料の製造における発酵副産物
	ロ 食料品、飲料又は飼料の製造副産物	ロ 漢方薬又はペニシリンの製造における発酵副産物	ロ 漢方薬又はペニシリンの製造における発酵副産物
	ハ 廃糖蜜	ハ 食料品用酵母の製造副産物	ハ 食料品用酵母の製造副産物
	ニ でんぷん製造副産物	ニ 発酵工業において副産されたエチルアルコール、くえん酸、乳酸等の製造における発酵副産物	ニ 発酵工業において副産されたエチルアルコール、くえん酸、乳酸等の製造における発酵副産物
	ホ イ、ロ、ハ又はニを発酵させたもの	ホ 培養によつて得られる菌体を乾燥したもの	ホ 培養によつて得られる菌体を乾燥したもの
		ヘ 培養によつて得られる菌体から脂質又は核酸を抽出したかすを乾燥したもの	ヘ 培養によつて得られる菌体から脂質又は核酸を抽出したかすを乾燥したもの

分類 番号	原料の種類	原料の条件
一	水溶性窒素化合物含有物（アンモニア、アンモニウム塩、硝酸又は硝酸塩以外の水溶性窒素化合物を含有するものをいう。）	イ アミノ酸若しくは核酸又はこれらの塩（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。） ロ アラントイン（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。） ハ オキサミド（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。） ニ シアナミド（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。） ホ 食品用酵素、人工甘味剤、食品添加物又は飼料添加物の製造副産物 ヘ 石灰窒素（試薬又は工業用薬品として製造さ

原料規格第二

原料規格第二

- 備考
- 一 動植物質のものに限る。
  - 二 粉碎、濃縮、脱水、乾燥等の加工を行ったものを含む。
  - 三 規則第四条第四号に掲げる材料又は水を使用したものを含む。
  - 四 排水処理施設から生じた汚泥以外のものであること。

（新設）

<p>二 菌体含有物（発酵副産物又は培養によつて得られる菌体を含むもの）をいう。</p>	
<p>ロ 漢方薬又はペニシリンの製造における発酵副産物（硫酸、塩酸、アンモニア、塩化加里又は水酸化カリウムを加えたものを含む。）</p>	<p>レ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの</p> <p>リ EDTA又はその塩（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）</p> <p>ル 硫酸グアニル尿素（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）</p> <p>ロ モノエタノールアミン（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）</p> <p>チ 尿素（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）又はこれにホルムアルデヒドを加えたもの</p> <p>ト トリアジン（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）</p> <p>レ 尿素（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）</p> <p>リ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの</p>

	三
	<p>動植物由来物 質含有物（動 植物を含むも の、動植物に 酸、アルカリ 等を添加した もの又は動植 物中の化合物 を抽出したも のをいう。）</p>
<p>ハ 食料品用酵母の製造副産物（硫酸、塩酸、ア ンモニア、塩化加里又は水酸化カリウムを加え たものを含む。）</p>	<p>ニ 発酵工業において副産されたエチルアルコー ル、くえん酸、乳酸等の製造における発酵副産 物（硫酸、塩酸、アンモニア、塩化加里又は水 酸化カリウムを加えたものを含む。）</p>
<p>ホ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十 四号に掲げるものを除く。）において副産され たものであつて、植害試験の調査を受け害が認 められないもの</p>	<p>イ キチン又はキトサン（試薬又は工業用薬品と して製造されたものに限る。）</p>
<p>ロ ゼラチン（試薬又は工業用薬品として製造さ れたものに限る。）</p>	<p>ハ 動植物質の原料に硫酸、塩酸、硝酸、りん酸 、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、炭酸カ リウム、食用アルコール又は酵素を加えたもの</p>
<p>ニ フィチン酸（試薬又は工業用薬品として製造 されたものに限る。）</p>	<p>ホ ベタイン（試薬又は工業用薬品として製造さ れたものに限る。）</p>
<p>ヘ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十</p>	

五	四	
硝酸含有物（硝酸又は硝酸塩を含有するものをいう。）	アンモニア含有物（アンモニア又はアンモニウム塩を含有するものをいう。）	
<p>イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物</p> <p>ロ 炭酸希土類又は酸化希土類の製造副産物（硝酸アンモニア含有物に限る。）</p> <p>ハ 別表第一に掲げる業（同表第十三号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつ</p>	<p>イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物</p> <p>ロ 食料品用酵素、アミノ酸、人工甘味剤、食品添加物又は飼料添加物の製造工程から回収したアンモニア又は硫酸アンモニア含有物</p> <p>ハ 尿素の加熱分解により発生したアンモニアに硫酸を化学反応させることによつて得られる硫酸アンモニア含有物</p> <p>ニ 堆肥又は汚泥肥料の製造の過程で発生した排気中のアンモニアに硫酸又はりん酸を化学反応させることによつて得られる硫酸アンモニア含有物又はりん酸アンモニア含有物</p> <p>ホ 別表第一に掲げる業（同表第十三号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの</p>	<p>四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの</p>



	六 りん酸含有物 (りん酸、二 りん酸、ポリ りん酸若しく は亜りん酸又 はこれらの塩 を含有するも のをいう。)	て、植害試験の調査を受け害が認められないもの
イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物	ロ 次のいずれかのりん酸含有液に水酸化ナトリウムを加えることによつて得られるりん酸ナトリウム含有物 (1) イノシトール製造液 (2) 精製りん酸の抽出残液	ハ 次のいずれかの方法によりりん酸アンモニウムを含有する粉末消火薬剤のはつ水コーティングを剥離させることによつて得られるりん酸アンモニウム含有物 (1) 加圧、摩砕又は粉砕 (2) アルコールとの混合及び当該アルコールの揮発 (3) 尿素水溶液との混合
ニ 製鋼鉍さい	ホ 次のいずれかのりん酸含有液又は亜りん酸含有液に石灰を加えることによつて得られるりん酸カルシウム含有物又は亜りん酸カルシウム含有物 (1) アルミ箔のエッチング処理に使用したりん酸液 (2) アミノ酸製造における発酵副産液 (3) イノシトール製造液 (4) 液晶基盤の洗浄に使用したりん酸液	

(5) エタノールの製造に使用したりん酸液	(6) オセイン製造廃液	(7) 鋳造用りん鉄、りん銅又はりんニッケルの製造の過程で発生したりん酸を含有する排気の溶解液	(8) ニッケルめつき廃液からニッケルを回収して生じた亜りん酸含有液	(9) ビタミンB1製造液	(10) 次亜りん酸ソーダ製造液	へ りん鉱石又はこれに硫酸、硝酸、りん酸若しくはアンモニアを加えたもの	ト 下水道の終末処理場、し尿処理施設、農業集落排水処理施設又は食品を製造する事業場において排水処理後の凝集沈殿、膜分離等の固液分離により得られる分離液に塩化カルシウム又は水酸化カルシウムを加え、析出させたりん酸含有物（種晶を使用する場合にあつては、種晶に肥料原料となるものを使用したものに限る。）	チ 下水道の終末処理場、し尿処理施設、農業集落排水処理施設又は食品を製造する事業場から生じた汚泥の燃焼灰に水酸化ナトリウムを加え、固液分離して得られる分離液に塩化カルシウム又は水酸化カルシウムを加え、析出させたりん酸含有物	リ 下水道の終末処理場、し尿処理施設、農業集落排水処理施設若しくは食品を製造する事業場
-----------------------	--------------	-------------------------------------------------	------------------------------------	---------------	------------------	-------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------

七	
加里含有物（酸化カリウム）	<p>イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物</p> <p>ル 別表第一に掲げる業（同表第十四号に掲げるものを除く。）における副産物又は下水道の終末処理場、し尿処理施設、集落排水処理施設若しくは別表第一に掲げる業（同表第十四号に掲げるものを除く。）の排水処理施設において回収されたりん酸含有物であつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの（汚泥が除去されたものに限る。また、吸着原料を使用する場合同じにあつては、当該吸着原料の品質を確認したものに限り。）</p> <p>又 し尿処理施設において脱水ろ液（しさを除去したものに限る。）に塩化マグネシウム、硫酸化マグネシウム又は硫酸マグネシウムを加え、析出させたりん酸含有物（析出後に水洗したものに限り。）（種晶を使用する場合にあつては、種晶に肥料原料となるものを使用したものに限る。）</p> <p>から生じた汚泥又は食品を製造する事業場から生じた排水を消化処理して得られる消化液又は脱水ろ液（しさを除去したものに限り。）に塩化マグネシウム、水酸化マグネシウム又は硫酸マグネシウムを加え、析出させたりん酸含有物（消化液中で析出させる場合にあつては、析出後に水洗したものに限り。）（種晶を使用する場合にあつては、種晶に肥料原料となるものを使用したものに限る。）</p>

<p>、水酸化カリウム又はカリウム塩を含有するものをいう。）</p>	<p>八  動植物質燃焼灰</p>
<p>ロ  アルキルサリチル酸製造副産物（硫酸カリウム含有物に限る。）</p>	<p>ハ  海藻に水酸化カリウムを加えたもの</p>
<p>ニ  てん菜又はさとうきびを原料とした糖製造副産物（硫酸カリウム含有物に限る。）</p>	<p>ホ  別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの</p>
<p>イ  次のいずれか一以上の燃焼灰</p> <p>(1) 油やしの果房又は果実</p> <p>(2) アルコール製造副産物（動植物質のものに限る。）</p> <p>(3) 廃菌床培地（動植物質のものに限る。）</p> <p>(4) コーヒーかす</p> <p>(5) コーンスターチ製造副産物（動植物質に限る。）</p> <p>(6) 植物油かす類</p> <p>(7) 鶏ふん</p> <p>(8) 牛ふん</p> <p>(9) 飼料（動植物質のものに限る。）</p>	<p>ロ  別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたもの（動植物質のものに限る。）の燃焼灰であつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの</p>

十										九													
カルシウム含有物（酸化カルシウム、水酸化カルシウム又はカルシウム塩を含むものを含む。）										けい酸含有物（けい酸又はけい酸塩を含むものを含む。）													
リ	卵殻	チ	ドロマイト鉱石	ト	糖製造副産物（酸化カルシウム、水酸化カルシウム又は炭酸カルシウム含有物に限る。）	ヘ	石灰石	ホ	水酸化カルシウム又は炭酸カルシウムの製造副産物（酸化カルシウム、水酸化カルシウム又は炭酸カルシウム含有物に限る。）	ニ	鉱さい	ハ	貝殻	ロ	貝化石	イ	試験又は工業用薬品として製造された化合物	ハ	別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの	ロ	鉱さい	イ	試験又は工業用薬品として製造された化合物

	又  別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
十一 苦土含有物 （酸化マグネシウム、水酸化マグネシウム又はマグネシウム塩を含有するものをいう。）	イ  試薬又は工業用薬品として製造された化合物 ロ  海水 ハ  海水を原料とした塩化マグネシウム製造副産物（水酸化マグネシウム含有物又は塩化マグネシウム含有物に限る。） ニ  水酸化マグネシウム製造副産物（水酸化マグネシウム含有物に限る。） ホ  ドロマイトルンが又はドロマイト鉱石 ヘ  フェロニッケル鉱さい ト  ブルーサイト チ  マグネシアクリンカー製造副産物（酸化マグネシウム含有物又は水酸化マグネシウム含有物に限る。） リ  マグネシウムを含有する鉱物又は岩石を焼成したもの 又  別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産され

十二	マンガン含有物（酸化マンガ、水酸化マンガ、水酸化マンガ又はマンガンを含有するものをいう。）	<p>イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物</p> <p>ロ フェロマンガ、マンガン、マンガン</p> <p>ハ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの</p>
十三	ほう酸含有物（ほう酸又はほう酸塩を含有するものをいう。）	<p>イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物</p> <p>ロ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの</p>
十四	肥料製造副産物	<p>普通肥料（登録を受けたもの（法第四条第一項第三号から第五号までに掲げるものを除く。）及び法第四条第二項第二号に掲げるもの（法第十六条の二第一項の規定による届出に係るものに限る。））に限り、異物を混入したものを除く。）の製造において生じたもの</p>
十五	食品等工場活性沈殿物	<p>別表第三に掲げる業において副産された主産物製造廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの</p>

原料規格第三		原料の種類	原料の条件	その他の制限事項
分類番号	一	下水汚泥	下水道の終末処理場から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）別表第一の基準に係る調査を受け、基準に適合することが確認されたものであること。
	二	し尿汚泥	イ し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの ロ 集落排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの ハ 浄化槽から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	二 植害試験の調査を受けない肥料に使用する場 合にあつては、植害試験の調査

備考

- 一 粉碎、濃縮、脱水、乾燥等の加工を行ったものを含む。
- 二 規則第四条第四号に掲げる材料又は水を使用したものを含む。
- 三 中和又はpHを調整する目的で別表第二に掲げる原料を使用したものを含む。
- 四 排水処理施設から生じた汚泥以外のものであること。

原料規格第三

原料規格第三

(新設)



五	四	三	
水産副産物	焼成汚泥	工業汚泥	
魚介類の臓器	<p>イ 一の項、二の項又は三の項に掲げる原料を焼成したものの</p> <p>ロ 一の項、二の項又は三の項に掲げる原料に植物質又は動物質の原料を加え焼成したものの</p>	<p>イ 工場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの</p> <p>ロ 事業場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの</p>	<p>ホ 動物の排せつ物に凝集を促進する材料（昭和二十五年六月二十日農林省告示第七十七号（特殊肥料等を指定する件）の別表第一に掲げるものを除く。）若しくは悪臭を防止する材料を混合したもの又はこれを脱水若しくは乾燥したもの</p>
一 金属等を含む	<p>植害試験の調査を受けない肥料に使用する場合にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p>		<p>を受け害が認められないものであること。</p>

二	備考 粉砕、濃縮、脱水、乾燥等の加工を行ったものを含む。 規則第四条第四号に掲げる材料又は水を使用したものを含む。	六		
			硫黄含有物 (硫黄又は その化合物 を含有する ものをいう 。)	
		イ 試薬又は工業用薬品として 製造されたもの ロ 別表第一に掲げる業(同表 第十三号及び第十四号に掲げ るものを除く。)において副 産されたもの		
			二 植害試験の調 査を受けない肥 料に使用する場 合にあつては、 植害試験の調査 を受け害が認め られないもので あること。	産業廃棄物に係 る判定基準を定 める省令(昭和 四十八年総理府 令第五号)別表 第一の基準に係 る調査を受け、 基準に適合する ことが確認され たものであるこ と。

別表第一

- 一 農業
- 二 漁業
- 三 食料品製造業
- 四 飲料・たばこ・飼料製造業
- 五 化学工業
- 六 繊維工業
- 七 なめし革・同製品・毛皮製造業（なめし革製造業及び毛皮製造業に限る。）
- 八 鉱業、採石業、砂利採取業（金属鉱業を除く。）
- 九 パルプ・紙・紙加工品製造業（パルプ製造業及び紙製造業に限る。）
- 十 窯業・土石製品製造業（ガラス・同製品製造業を除く。）
- 十一 鉄鋼業
- 十二 非鉄金属製造業
- 十三 電子部品・デバイス・電子回路製造業（りん酸回収工程を含むものに限る。）
- 十四 石炭・石油その他の燃料の燃焼ガスの脱硫処理又は脱硝処理を行う業

別表第二

- 一 次に掲げる酸性の原料  
硫酸、塩酸、硝酸、りん酸、くえん酸、酢酸、ぎ酸又はけい酸
- 二 次に掲げる塩基性の原料  
アンモニア液又はアンモニアガス、けい酸ナトリウム、炭酸ナトリウム、酢酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、炭酸カリウム、酸化カリウム、水酸化カリウム、炭酸カルシウム、酸化カルシウム、水酸化カルシウム、炭酸マグネシウム、酸化マグネシウム又は水酸化マグネシウム

（新設）

（新設）

別表第二

一 食品製造業

二 清涼飲料製造業

三 酒類製造業

四 茶・コーヒー製造業

五 配合飼料製造業又は単体飼料製造業

六 パルプ製造業

七 樹脂製造業（パルプを原料として使用するものに限る。）

八 発酵工業

九 ゼラチン製造業（なめし皮革くずを原料として使用しないものに限る。）

（新設）

## 附 則

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。